

静岡県告示第688号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃）使用禁止区域を指定したので、同条第12項により読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和7年10月31日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 田牛特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

市道吉佐美田牛線と市道大山線との交点を起点とする。同所から市道大山線を北西進し、大山隧道に至る。同所から下田市と南伊豆町との市町境を北進し、字上仲ノ谷と字奈佐熊との境に至る。同所から尾根づたいに字上仲ノ谷、字奈佐熊、字磯茂野との境を東進し、市道吉佐美田牛線の田牛隧道に至る。同地点から市道吉佐美田牛線を南進し起点に至る線により囲まれた区域。

(2) 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

2 田牛南特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

市道道隅線と市道道止股線との交点を起点とし、同所から市道道止股線を南進し、終点に至る。同所から防波堤づたいに海岸線を南進し、下田市と南伊豆町との市町境に至る。同所から同市町境を北進し、二ツ石山の山頂に至る。同所から尾根づたいに南東進し、市道道隅線の南隅隧道南口に至る。同所から同市道を北進し起点に至る線により囲まれた区域。

(2) 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

3 浮島沼東特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

主要地方道三島富士線（通称根方街道）と沼津市道2031号線の交点を起点として、同市道を南進し沼津市道2035号線に入り、更に南進して国道1号バイパスに至り、同地点を国道1号バイパスに沿って西進し、富士市との行政界に至り、富士市境沿いに北進し、主要地方道三島富士線に至り、同地点から同線を東進し起点に至る一円の区域。

(2) 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

4 牧之原市静波海岸特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

国道150号の字片浜と勝俣の字境を起点とし、同地点から同国道に沿って東進し、市道細江157号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東進し、市道細江152号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南進し、同市道の延長線上の海岸に至り、同地点から海岸を西進し、勝間田川河口を経て字勝俣と片浜の字境に至り、同地点から同境に沿って北進し起点に至る線により囲まれた一円の区域。

(2) 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

5 勝間田坂部特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

東名高速道路の吉田町との市町境を起点とし、東名高速道路に沿って西進し、東名高速道路上の字東萩間と静谷との字境に至り、同地点より字東萩間と静谷及び字東萩間と布引原の字境に沿って西進し、菊川市との交点に至る。同地点より菊川市との市境沿いに北上し、菊川市・島田市・牧之原市との交点に至る。同地点より島田市との市境沿いに東進し、島田市・吉田町・牧之原市との交点に至り、同地点より吉田町との市町境沿いに南下し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 存続期間

令和7年11月1日から令和12年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

6 笠原地区特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

市道上区柏木線と市道上区29号線との交点を起点とし、市道上区柏木線を東進し市道岡崎奥三沢線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道三輪三沢線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道三輪2号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道三輪3号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道三輪柏木線との交点に至り、同所から同市道を西進し農道1026号線との交点に至り、同所から同農道を南進し市道三輪7号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道三輪6号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道三輪8号線との交点に至り、同所から同県道を西進し県道袋井大須賀線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道三輪9号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道三輪18号線を横切り弁財天川との交点に至り、同所から同川に沿って北進し市道南区25号線との交点に至り、同所から同市道に沿って北進し市道南区24号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道南区3号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道南区17号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道岡崎南区江ノ端線との交点に至り、同所から同市道を北上し市道西区13号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道西区14号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道西区25号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道西区13号線との交点に至り、同所から同市道を西進し

市道西区18号線との交点に至り、同所から同市道を北進し一ツ入川との交点に至り、同所から同川を北進し県道袋井大須賀線との交点に至り、同所から県道袋井大須賀線を東進し県道袋井大須賀線と市道東同笠油山線との交点に至り、同所から同市道を北進し市上区29号線との交点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線により囲まれた区域。

(2) 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

7 三方原特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

国道152号と県道磐田細江線との交点を起点として、県道磐田細江線に沿って北西進し、県道金指停車場和地線との交点に至り、同地点から同線を北東進し、旧浜松市との境に至る。同境に沿って北進し、浜松市浜名区都田町の市道谷上一色線との交点に至り、同地点から同線を東進し、県道横尾根洗線との交点に至り、同地点から同線を北東進し、国道362号との交点に至る。同地点から同線を北西進し、市道須部灰の木線との交点に至り、同地点から同線を東進し、市道都田14号線との交点に至り、同地点から同線を東進し、都田川右岸堤防との交点に至り、同地点から同堤防を北進し、市道須部滝沢線との交点に至り、同地点から同線を北進し、市道都田281号線との交点に至り、同地点から同線を東進し、旧浜北市との境に至る。同境を南東進し、市道宮口川山線との交点に至り、同地点から同線を東進し、主要地方道浜北三ヶ日線との交点に至る。同地点から同線を南東進し、市道高根大屋敷線との交点に至り、同地点から同線を北東進し、市道尾野森林公園線に至り、同地点から同線を南進し、国道362号との交点に至り、同地点から同線を西進し、市道新原土取線との交点に至る。同地点から同線を南進し、市道新原恩光寺線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道姥ヶ谷北部線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道平口119号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道平口姥ヶ谷線との交点に至る。同地点から同線を東進し、市道内野宮口線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道平口72号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、国道152号との交点に至り、同地点から同線を南進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域。

(2) 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

8 中川特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

県道細江舞阪線曳舟橋を起点として同線を北進し、国道362号清水橋を経て同線を東進し、旧引佐町と旧細江町との境界線に至り、同線上を引佐赤十字病院の隣接地点まで進み、同地点より町道西平幹線・大阪線・出ヶ谷線を経て国道362号との交点に至る。国道362号を東進し旧浜松市境界線に至り、同線上を南進し県道細江浜北線との交点に至る。同線を西進し県道磐田細江線との交点に至り、同線を東進し

旧浜松市境界線に至る。同線上を西進し主要地方道細江舞阪線との交点に至り、同線を西進し県道引佐館山寺線との交点まで進み、同点から西進して細江湖と接する地点に至り、同点より湖岸に沿って都田川河口左岸に至り、同地点から西進し河口右岸に進み、都田川右岸堤防をさかのぼり、起点に至る線で囲まれた一円の地域。

(2) 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

9 三ヶ日町大崎特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

浜松市浜名区三ヶ日町津々崎地内大谷川河口を起点として、天竜浜名湖鉄道線に沿って東進し、同線佐久米駅に至り、同地点から浜名湖岸に沿って南西に進み、大崎瀬戸に至り、同地点から猪鼻湖東岸に沿って北進し、起点に至る線で囲まれた一円の地域。

(2) 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

10 渡ヶ島特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

三方原用水導水幹線と市道天竜長石線との交点を起点とし、同所から同導水幹線を南進し、浜松カントリークラブゴルフ場用地との交点に至り、同所から同用地の北東端に沿って南東進し、浜松市天竜区渡ヶ島と浜名区根堅の境界直前の道路に至り、同所から同道路に沿って南西進しさらに県道熊小松天竜川停車場線に沿って南西及び北西進し、市道天竜長石線との交点に至り、同所から同市道に沿って北進し起点に至る線により囲まれた区域。

(2) 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

11 天竜高校演習林特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

旧天竜市森林計画図174林班の北西角を起点とし、同所から174林班・175林班に沿って北東進し、175林班中の県営林と民有林との境に至り、同所から県営林境（175林班）に沿って南進し、国道362号との交点に至り、同所から同林班沿いに北進し起点に至る線により囲まれた区域

(2) 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

12 白須賀特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

愛知県境界線と国道１号の交点を起点に、愛知県境界線沿いを南下し、海岸１号線との交点に至り、同地点より海岸１号線を東進し、西長谷海岸線との接点に至り、同地点より西長谷海岸線を東進し、白須賀工区二号線との交点に至り、同地点より白須賀工区二号線を道なりに北上し、国道１号との交点に至り、国道１号を北上し起点に至るまで線で囲まれた一円の区域

(2) 存続期間

令和７年11月１日から令和17年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））